

令和 2 年 12 月 18 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔公益財団法人こうべ市民福祉振興協会〕

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	沖	久	正	留

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した令和 2 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（以下「協会」という。）における出納その他の事務（神戸市からの財政援助に係る出納その他の事務を含み、公の施設の指定管理（神戸市しあわせの村、平磯児童館）に係る当該事務は除く。）で、主として令和元年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

令和 2 年 8 月 24 日～令和 2 年 12 月 18 日

3 監 査 の 方 法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団 体 の 概 要

(1) 設立の趣旨

協会は、「神戸市の市民、事業者及び神戸市がそれぞれ有する人材、資力、その他の福祉資源を総合的に活用することによって、市民福祉を振興するための事業を創造し、かつ、推進し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的」として昭和 56 年 6 月に財団法人として設立され、平成 25 年 4 月に公益財団法人に移行した。

(2) 神戸市との関係

① 出捐

協会の基本財産は、4億1,000万円であり、神戸市は全額出捐している。

② 財政援助

ア 補助金

令和元年度は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会補助金として7,035万円を交付している。

イ 貸付金

神戸市は協会に対し、サン舞子マンション事業（平成23年度に事業終了）に係る資金について、昭和58年度から平成18年度までに22億7,900万円の長期貸付を行い、平成23年度からは計画的に元金返済を行っており、令和元年度末の貸付金残高は13億8,500万円となっている。

③ 公の施設の指定管理（参考）

協会が代表者となっているしあわせの村運営共同事業体（6団体で構成、以下「事業体」という。）を神戸市しあわせの村の指定管理者として指定（指定期間：平成30年度～令和元年度、令和2年度～令和3年度も更新）し、令和元年度は指定管理料12億5,860万円を支出した。また、協会を平磯児童館の指定管理者として指定（指定期間：令和元年度～令和5年度）し、令和元年度は指定管理料1,068万円を支出した。

ア 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は第1表のとおりである。

第 1 表 指 定 管 理 料 等

（単位 金額：千円）

	神戸市しあわせの村 ※1	平磯児童館
指 定 期 間	平成30年度～令和元年度 （令和3年度まで継続）	令和元年度～令和5年度
指 定 管 理 料	1,258,603	10,687
（うち修繕費） ※2	（114,078）	（44）

※1 指定管理者は事業体であり、代表団体が公益財団法人こうべ市民福祉振興協会、その他の構成団体が株式会社グリーンホスピタリティーマネジメント、株式会社ウエルネスサプライ、美津濃株式会社、公益社団法人神戸乗馬倶楽部、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社である。

※2 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

イ 選定理由

（ア）神戸市しあわせの村（非公募）

当該施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、当初は協会が、平成22年度からは公募を経て、事業体が指定管理者として運営を行ってきた。

しかし、令和元年度で30周年を迎え、施設のリニューアル等も含めた様々な観点から検討が行われていたため、平成30年度から31年度の選定では、市の「公の施設の指定管

理者制度運用指針」において、「施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する場合（上限２年）」については非公募選定をすることが可能とされていることから、事業体を指定管理者として非公募選定した。

なお、令和２年３月に「神戸市しあわせの村リニューアル検討有識者会議」から提出された提言を具現化するため、新たな事業の実施や施設改修等に着手していく予定であり、令和２年度から３年度の指定管理においても非公募で事業体が選定されている。

(イ) 平磯児童館（非公募）

当該児童館は、公募による選定を行うまでの間、協会が暫定的に非公募選定された。

ウ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

協会及び事業体の管理運営に対する令和元年度の総合評価（AAA、AA、A、B、Cの５段階評価）及び主な所見は第２表のとおりである。

第 ２ 表 総 合 評 価 及 び 主 な 所 見		
	神戸市しあわせの村 ※1	平磯児童館 ※2
総合評価	A	－（非公募のため）
主な所見	H30年度の実績は上回ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり全体として利用者数・利用料収入ともに、提案の目標にあと一歩及ばなかった。 しかしながら、しあわせの村の理念を十分に理解し、開村30周年を記念した様々なイベントではたくさんの利用者の方に楽しんでもらえたと思われる。また、障がい者利用に配慮した管理運営や障害者スポーツへの積極的な支援、シルバーカレッジ在学学生におけるボランティア等は評価できる点である。	各児童館では、保育園事業のノウハウを活かした運営や、地域のコミュニティづくりの経験を活かした取り組みがなされるなど、サービス内容の充実が図られており、利用者の満足度調査においても概ね高い評価を得ている。 一方、児童館において、いじめの重大事態が発生し、指導体制を強化したところであるが、今後とも適正な管理運営の徹底を図られたい。

- ※1 しあわせの村は、現在は暫定的に非公募としているが、元来公募のため総合評価を行っている。
総合評価は、公募施設において、運営実績（運営状況、利用状況、収支状況など）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、Aは、ほぼ提案内容どおりの管理運営がなされているものである。
- ※2 平磯児童館の主な所見は、非公募指定の児童館109館の評価である。

④ 職員数

令和２年７月１日現在の職員数は53人であり、うち神戸市派遣職員は10人である。

(3) 事業の概要

協会及び主な事業所の所在地は、第３表のとおりである。

第 ３ 表 協 会 の 所 在 地		
事業所	所在地	
協会（事務所）	北区しあわせの村1番1号	
在宅支援課	中央区磯上通3丁目1番32号 こうべ市民福祉交流センター	

協会の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は、第4表のとおりである。

① 市民の福祉意識の啓発を図る事業

福祉資源としての市民の有する力のさらなる活用を図るための市民に対する福祉意識の啓発や市民の福祉活動を振興する事業として、情報誌「市民ふくし」の発行、ふれあい体験学習、こうべUD大学、夏休み親子UD体験教室といったユニバーサルデザインの普及啓発事業を実施した。

② 市民の福祉活動の振興

市民の福祉の発展、向上に資する事業、活動の実施等に対する助成を行った。また、視覚、聴覚障がい者についての理解を深めるとともに、市民ボランティアの育成を目指し、手話及び点字の講座を行った。

③ 高齢者や障がい者の社会参加の支援

長寿社会を明るく活力に満ちたものにするため、高齢者のスポーツと文化の振興を図り、高齢者の心身の健康の保持、増進に寄与することにより、長寿社会における健康と福祉に関する市民の理解を深めることを目的に「こうべ長寿祭」を実施した。

芸術活動に取り組む障がい者を公募し、選出された障がい者の芸術作品展「こころのアート展」を行った。

学校行事等への適応に対する不安を抱える児童（小学1年生）に対し、事前に体験しておくことで、その不安を解消する機会を提供する「体験ひろば」を開催したほか、参加児童の保護者に対する支援講座を行った。

④ 市民福祉事業の調査研究及び開発

しあわせの村内の医療、福祉施設の運営法人のほか、事業体構成員及びその他営業施設も加えた「しあわせの村医療・福祉施設部会」を新たに立ち上げ、障がい者の就労や活躍に関する講演会や、医療、福祉現場における災害対策研修等を実施するなど、共通の福祉課題の解決に向けた事業や意見交換を協働で行った。

また、新たに福祉課題の解決やソーシャル・インクルージョン（誰もが居場所と役割を持ち市民として包摂され、誰もが取り残されない社会）の実現に向けて組織的な連携を行っていくため、神戸学院大学との間で包括連携協定を締結した。

⑤ 介護保険制度の公正、公平な運営を確保するための事業

指定市町村事務受託法人として、市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問、調査を行う「要介護認定調査業務」を神戸市からの受託により実施した。

⑥ その他収益事業

市民の健康の保持，増進を図るために建設した保養センター太山寺，ラジウム温泉太山寺について，公募により選定した民間事業者による運営を行った。

平成 23 年度に社会福祉法人へ事業を承継したサン舞子マンションについては，引き渡した入居者に対する相談対応や入居預り金の管理を引き続き行った。

⑦ 総合福祉ゾーン「しあわせの村」の運営（指定管理業務）（参考）

ノーマライゼーションの交流拠点である「しあわせの村」において，豊富な資源や，これまで培った活動実績，ネットワーク等を活用しつつ，さらなるイノベーションを起こし，複雑化する福祉課題解決のためのさまざまな試みを行うことで，村の内外からの人材の交流や多様な市民の参画を進め，「ソーシャル・インクルージョン」の実現を目指して，専門的能力を有する事業者と事業体を構成し，指定管理者として運営を行った。

令和元年度は，開村 30 周年を迎えたことから，記念式典を開催したほか，市民に一層親しんでいただけるよう，神戸市や事業体，各種関係団体と連携しながら，さまざまなイベントやサービスを実施した。

なお，しあわせの村では，指定管理者の自主事業として有料駐車場等の便益施設の運営も行っているが，夜間の駐車料金無料サービスについて，土・日・祝日も従来の 19 時以降から 18 時以降の入村に対象を拡大するとともに，神戸市が実施する子育て世帯支援施策の一環として，18 歳未満の者を含むグループの普通車駐車料金の無料化を引き続き実施した。

⑧ 平磯児童館の運営（指定管理業務）（参考）

指定管理者として児童健全育成事業及び子育て支援事業を行った。

第 4 表 業 務 量 の 比 較

項 目		令和元年度	平成30年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	コロナの 影響※
市民の福祉意識の啓発を図る事業						
情報誌「市民ふくし」の発行	発 行 回 数	6回	6回	0回	0.0	
	発 行 部 数	各30,000部	各30,000部	0部	0.0	
ふれあい体験学習の実施	参 加 者 数	計2,639人	計3,568人	△929人	△ 26.0	*2
ユニバーサルデザインの普及啓発						
こ う べ U D 大 学	受 講 者 数	68人	75人	△7人	△ 9.3	*2
夏休み親子UD体験教室	参 加 者 数	46人	211人	△165人	△ 78.2	*2
こうべユニバーサルデザインフェア	来 場 者 数	(中止)	8,500人	△8,500人	皆減	*1 *2
U D 出 前 授 業	参 加 者 数	計2,234人	計2,832人	△598人	△ 21.1	*2
UDスポット見学ツアーinしあわせの村	〃	計2,639人	計1,300人	1,339人	103.0	*2
市 民 の 福 祉 活 動 の 振 興						
市民福祉事業・福祉活動への助成	助 成 件 数	12件	8件	4件	50.0	
	助 成 金 額	計1,364千円	計1,162千円	202千円	17.4	
手話・点訳ボランティアの養成と活動支援						
手話講座（入門課程）	受 講 者 数	23人	} 27人	18人	66.7	*2
手話講座（基礎課程）	〃	22人				*2
点 字 講 座	〃	8人	11人	△3人	△ 27.3	*2
短期手話講習会	〃	計20人	計36人	△16人	△44.4	*1 *2
聞こえの啓発講座	参 加 者 数	計48人	—	48人	皆増	
映画上映会・講演会	〃	—	178人	△178人	皆減	
市民向け福祉啓発講座						
夏休みこども向け教室（手話）	受 講 者 数	計17人	計20人	△3人	△ 15.0	*2
夏休みこども向け教室（点字）	〃	計35人	計38人	△3人	△ 7.9	*2
認知症介護予防教室	〃	計100人	計151人	△51人	△ 33.8	
聞いて、見て、体験！認知症	参 加 者 数	250人	—	250人	皆増	
福祉講演会	〃	—	163人	△163人	皆減	
高齢者や障がい者の社会参加の支援						
「こうべ長寿祭」の開催等						
こ う べ 長 寿 祭	参 加 者 数	計2,752人	計2,985人	△233人	△ 7.8	*2
全国健康福祉祭	神 戸 市 代 表	計123人	計123人	0人	0.0	*2
こころのアート展						
作 品 展	来 場 者 数	計8,400人	計7,200人	1,200人	16.7	
ワークショッップ	参 加 者 数	65人	120人	△55人	△ 45.8	*2
発達の子になる児童に対する支援事業						
体 験 ひ ろ ば	参 加 者 数	計36人	計36人	0人	0.0	*2
保護者向け支援講座	〃	計90人	計148人	△58人	△ 39.2	*2
発達の子になる子と保護者のつどい	〃	(中止)	48人	△48人	皆減	*1 *2
総合福祉ゾーン「しあわせの村」運営事業						
入 村 者 数	利 用 者 数	1,861,800人	1,842,300人	19,500人	1.1	
施設利用者数	〃	1,063,512人	1,054,890人	8,622人	0.8	
宿 泊 施 設	〃	64,671人	71,430人	△6,759人	△ 9.5	*1 *2
温 泉	〃	203,488人	206,695人	△3,207人	△ 1.6	*1 *2
屋内運動施設	〃	282,192人	279,128人	3,064人	1.1	
屋外運動施設	〃	419,194人	403,501人	15,693人	3.9	
その他の施設	〃	93,967人	94,136人	△169人	△ 0.2	

項 目		令和元年度	平成30年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	コロナの 影響※
障がい者の自立や社会参加を促進するための事業						
障がい者就労コンペニ	利 用 者 数	174,576人	116,054人	58,522人	50.4	
手のひらギャラリー	利 用 件 数	8件	－	8件	皆増	
ふれあいコンサート	来 場 者 数	353人	447人	△94人	△ 21.0	
ファミリー日帰りキャンプ	参 加 者 数	35人	75人	△40人	△ 53.3	
障がい者スポーツ教室	〃	計845人	計830人	15人	1.8	*2
障がい者スポーツ交流イベント						
卓球大会	参 加 者 数	151人	137人	14人	10.2	*2
ニューススポーツ体験会	〃	854人	593人	261人	44.0	
しあわせNewYearマラソン、ふれあいラン	〃	計1,436人	計1,692人	△256人	△ 15.1	
パラ・スポーツ王国HYOGO&KOBE夢プロジェクト2019	〃	3,884人	2,576人	1,308人	50.8	
ユニバーサル農園活動	参 加 団 体	8団体	10団体	△2団体	△ 20.0	
高齢者の自立や社会参加を促進するための事業						
神戸市シルバーカレッジの運営	年度末在籍学生数	890人	1,015人	△125人	△ 12.3	*2
健康いきいき教室	参 加 者 数	計1,768人	延1,836人	△68人	△ 3.7	*2
高齢者スポーツ教室	〃	計1,284人	計1,303人	△19人	△ 1.5	
児童の健全な育成を図る事業						
わいわいストリート	参 加 者 数	1,380人	1,575人	△195人	△ 12.4	*2
おはなしの会	来 場 者 数	計2,090人	計2,478人	△388人	△ 15.7	*2
夏休み工作塾	参 加 者 数	390人	781人	△391人	△ 50.1	
ファミリー写生会	参 加 家 族 数	－	41家族	△41家族	皆減	
市民福祉の拠点施設としての施設維持・活性化事業						
情報発信・運営改善アンケート調査	有 効 回 答 数	1,769件	1,278件	491件	38.4	
イベント・講座時の託児サービス	利 用 者 数	計29人	計31人	△2人	△ 6.5	
多くの市民が集い、楽しみ、憩い、交流を深めるための事業						
こうべ福祉・健康フェア	来 場 者 数	18,000人	17,000人	1,000人	5.9	
しあわせの村まつり	〃	26,000人	(中止)	26,000人	皆増	*2
こうべロハスひろば	〃	計55,000人	計75,000人	20,000人	△ 26.7	*2
マンスリーミニコンサート	〃	計3,584人	計2,996人	588人	19.6	*1 *2
ウォークラリー with Dog	参 加 者 数	52家族	－	52家族	皆増	*2
夜桜ライトアップ	来 場 者 数	計6,632人	計3,190人	3,442人	107.9	*2
紅葉の滝ライトアップ	〃	計3,486人	計3,237人	249人	7.7	
緑のオリエンテーリング	参 加 者 数	240人	110人	130人	118.2	
植物散策会	〃	28人	14人	14人	100.0	*2
しあわせの村ボランティア	登 録 者 数	計321人	計294人	27人	9.2	
	活 動 人 数	延5,490人	延5,164人	326人	6.3	
平磯児童館の運営	利 用 者 数	延7,432人	延8,888人	△1,456人	△ 16.4	*1 *2
介護保険制度の公平・公正な運営を確保するための事業						
要介護認定調査業務	調 査 件 数	32,522件	33,046件	△524件	△ 15.9	
しあわせの村 便益施設の運営						
有料駐車場の管理運営	有料利用台数	215,408台	247,879台	△32,471台	△ 13.1	
	子育て支援無料化台数	119,450台	71,333台	48,117台	67.5	
野菜・鮮魚等直売所（しあわせマルシェ）	利 用 者 数	209,605人	209,914人	△309人	△ 0.1	
貸館（シルバーカレッジ内ホール）	利 用 人 数	2,905人	626人	2,279人	364.1	
貸館（日本庭園内茶室）	〃	824人	614人	210人	34.2	
屋外アドベンチャー遊具	利 用 者 数	7,895人	－	7,895人	皆増	
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺						
宿 泊	利 用 者 数	8,429人	9,020人	△591人	△ 6.6	*2
温 泉	〃	241,599人	236,655人	4,944人	2.1	*2

※ *1：令和元年度中に影響があったもの *2：令和2年度に影響があったもの（中止・期間短縮・規模縮小）

(4) 経営状況及び財政状態

協会の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

① 経営状況

経営状況は、第5表のとおりである。

第5表 比較正味財産増減計算書

(単位 金額：千円)

科 目	令和元年度		平成30年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
I 一般正味財産増減の部						
【 経 常 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 収 益 (a)	1,366,657	100.0	1,334,553	100.0	32,104	2.4
① 基 本 財 産 運 用 収 益	1,036	0.1	1,036	0.1	0	0.0
② 特 定 資 産 運 用 収 益	968	0.1	1,452	0.1	△ 483	△ 33.3
③ 事 業 収 益	1,228,944	89.9	1,212,769	90.9	16,175	1.3
④ 受 取 補 助 金 等	70,356	5.1	66,540	5.0	3,816	5.7
⑤ 受 取 負 担 金	60,562	4.4	45,743	3.4	14,818	32.4
⑥ 受 取 寄 付 金	133	0.0	1,231	0.1	△ 1,097	△ 89.1
⑦ 雑 収 益	4,655	0.3	5,779	0.4	△ 1,124	△ 19.5
(2) 経 常 費 用 (b)	1,298,024	100.0	1,199,898	100.0	98,126	8.2
① 事 業 費	1,267,018	97.6	1,176,677	98.1	90,340	7.7
② 管 理 費	31,006	2.4	23,220	1.9	7,786	33.5
当期経常増減額 (A = a - b)	68,633	—	134,654	—	△ 66,021	△ 49.0
【 経 常 外 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 外 収 益 (c)	—	—	27,773	—	△ 27,773	皆減
(2) 経 常 外 費 用 (d)	309	—	2,718	—	△ 2,409	△ 88.6
当期経常外増減額 (B = c - d)	△ 309	—	25,054	—	△ 25,363	△ 101.2
他会計振替前前期一般正味財産増減額 (C = A + B)	68,323	—	159,709	—	△ 91,385	△ 57.2
税引前当期一般正味財産増減額 (E = C + D)	68,323	—	159,709	—	△ 91,385	△ 57.2
法人税、住民税及び事業税 (F)	361	—	172	—	189	110.1
当期一般正味財産増減額 (G = E - F)	67,962	—	159,537	—	△ 91,575	△ 57.4
一般正味財産期首残高 (H)	104,082	—	△ 55,454	—	159,537	287.7
一般正味財産期末残高 (I = G + H)	172,044	—	104,082	—	67,962	65.3
II 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益 (指)	1,036	—	1,036	—	0	0.0
特定資産運用益 (指)	380	—	380	—	0	0.0
一般正味財産への振替額	△ 1,336	—	△ 1,336	—	0	0.0
当期指定正味財産増減額 (J)	80	—	80	—	0	0.0
指定正味財産期首残高 (K)	510,215	—	510,134	—	80	0.0
指定正味財産期末残高 (L = J + K)	510,295	—	510,215	—	80	0.0
III 正味財産期末残高 (M = I + L)	682,340	—	614,297	—	68,043	11.1

② 財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

第 6 表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円)

科 目	令和元年度末		平成30年度末		対前年度増	対前年度減	対前年度増減率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率			
資 産	2,617,499	100.0	2,544,140	100.0	73,358		2.9
I 流動資産	726,126	27.7	593,382	23.3	132,743		22.4
(1) 現金預金	589,372	22.5	480,892	18.9	108,479		22.6
(2) 未収金	118,806	4.5	81,714	3.2	37,092		45.4
(3) 棚卸資産	3,415	0.1	2,886	0.1	529		18.4
(4) 前払金	1,126	0.0	1,097	0.0	28		2.6
(5) 立替金	13,404	0.5	26,792	1.1	△ 13,387		△ 50.0
II 固定資産	1,891,373	72.3	1,950,757	76.7	△ 59,384		△ 3.0
1 基本財産	410,000	15.7	410,000	16.1	0		0.0
(1) 基本財産普通預金	4,254	0.2	2,742	0.1	1,512		55.1
(2) 基本財産有価証券	405,745	15.5	407,257	16.0	△ 1,512		△ 0.4
2 特定資産	627,474	24.0	638,066	25.1	△ 10,592		△ 1.7
(1) 退職給付引当資産	156,674	6.0	166,258	6.5	△ 9,583		△ 5.8
(2) 基金等特定資産	341,529	13.0	341,438	13.4	90		0.0
(3) 川重シルバー活動基金	100,295	3.8	100,215	3.9	80		0.1
(4) こうべ長寿祭事業基金	11,974	0.5	13,154	0.5	△ 1,180		△ 9.0
(5) 受入保証金特定資産	17,000	0.6	17,000	0.7	0		0.0
3 その他固定資産	853,899	32.6	902,691	35.5	△ 48,792		△ 5.4
(1) 土地	317,264	12.1	317,264	12.5	0		0.0
(2) 建物	283,255	10.8	305,996	12.0	△ 22,741		△ 7.4
(3) 建物付属設備	57,251	2.2	66,250	2.6	△ 8,998		△ 13.6
(4) 構築物	50,431	1.9	53,186	2.1	△ 2,755		△ 5.2
(5) 什器備品	47,834	1.8	40,812	1.6	7,022		17.2
(6) 機械及び装置	21,036	0.8	22,904	0.9	△ 1,868		△ 8.2
(7) ソフトウェア	10,356	0.4	14,310	0.6	△ 3,953		△ 27.6
(8) 電話加入権	1,635	0.1	1,635	0.1	0		0.0
(9) 長期前払費用	45,472	1.7	55,890	2.2	△ 10,417		△ 18.6
(10) 投資有価証券	6,127	0.2	6,154	0.2	△ 26		△ 0.4
(11) リース資産	13,232	0.5	17,754	0.7	△ 4,522		△ 25.5
(12) 建設仮勘定	—	0.0	531	0.0	△ 531		皆減
負債及び正味財産	2,617,499	100.0	2,544,140	100.0	73,358		2.9
負 債	1,935,158	73.9	1,929,843	75.9	5,315		0.3
I 流動負債	311,293	11.9	186,514	7.3	124,778		66.9
(1) 未払金	163,009	6.2	125,667	4.9	37,341		29.7
(2) 1年以内返済長期借入金	10,666	0.4	10,666	0.4	0		0.0
(3) 預り金	25,386	1.0	29,590	1.2	△ 4,204		△ 14.2
(4) 前受金	89,703	3.4	68	0.0	89,634		ほぼ皆増
(5) 賞与引当金	18,146	0.7	15,831	0.6	2,315		14.6
(6) 1年以内返済リース債務	4,381	0.2	4,690	0.2	△ 308		△ 6.6
II 固定負債	1,623,864	62.0	1,743,328	68.5	△ 119,463		△ 6.9
(1) 長期借入金	1,438,340	55.0	1,544,006	60.7	△ 105,666		△ 6.8
(2) 預り入金	3,000	0.1	3,000	0.1	0		0.0
(3) 受入保証金	17,000	0.6	17,000	0.7	0		0.0
(4) 退職給付引当金	156,674	6.0	166,258	6.5	△ 9,583		△ 5.8
(5) リース債務	8,850	0.3	13,064	0.5	△ 4,213		△ 32.3
正 味 財 産	682,340	26.1	614,297	24.1	68,043		11.1
I 指定正味財産	510,295	19.5	510,215	20.1	80		0.0
(うち基本財産への充当額)	(410,000)	—	(410,000)	—	(0)		—
(うち特定資産への充当額)	(100,295)	—	(100,215)	—	(△80)		—
II 一般正味財産	172,044	6.6	104,082	4.1	67,962		65.3
(うち特定資産への充当額)	(353,503)	—	(354,593)	—	(1,089.0)		—

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 90 条第 5 項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 7 表のとおりである。

第 7 表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・ 内部通報取扱要綱	平成18年度より公益通報者保護法に基づく社内通報窓口を設置。令和2年度より外部窓口を設けている。
	・ コンプライアンス規程および施行細則	平成19年2月施行
	・ コンプライアンス研修	基本年 1 回実施(直近は令和2年2月から3月にかけて実施)
	・ 監事による監査	年に1回実施 (監事監査規程による)
情報の保存及び管理	・ 文書管理規程	平成14年4月施行
	・ 個人情報保護規程	平成10年12月施行
	・ 情報セキュリティポリシー	平成22年2月施行
	・ 情報セキュリティ研修	基本年 1 回実施(直近は令和2年2月から3月にかけて実施)
損失の危険の管理	・ 職員防災の手引き	毎年改定。緊急時の初動対応・連絡体制の確認
	・ 情報セキュリティポリシー	平成22年2月施行
	・ 情報セキュリティ研修	基本年 1 回実施(直近は令和2年2月から3月にかけて実施)
効 率 性	・ 専決規程	令和2年4月施行
	・ 業務執行理事職務分担規程	平成25年4月施行
	・ 中期経営計画	2019年3月に中期経営計画2022 (2019～2022年度)を策定。2019年度予算理事会にて報告済。
	・ 予算の策定及び執行管理	予算については、理事会に議案として供し、承認を得ている。 予算執行管理は、7月、10月、12月に決算見込みを行っている。

5 監査の結果

協会は、昭和 56 年 6 月に財団法人として発足後、「こうべ市民の福祉をまもる条例」の理念を実現するため、市民福祉に寄与する様々な事業を推進してきた。

協会では、平成 30 年 6 月に策定された「2025 ビジョン」、ビジョンを着実に達成していくための具体的な実施計画として平成 31 年 3 月に策定された「中期経営計画 2022」に基づき、年度ごとに進捗や成果を検証していくこととなっているが、今後の役割については、国内外の福祉政策の先進事例の研究、及び民間企業や兵庫県、大学等関係機関との連携も含めて検討されたい。

協会は、今後も公益財団法人として、高齢者や障がい者の自立や社会参加のための支援をはじめ市民福祉を振興するための事業を創造・推進していく使命があるものとする。そのためには、公益目的事業比率（公益目的事業費、収益事業費等及び管理費に対する公益目的事業費の占める割合）が 50%以上であることなど一定の制約はあるものの、駐車場事業等の収益事業を充実させることに加え、税制上のメリットを生かした積極的な寄付金の募集等、自らが率先して財源を確保していくなど自律的な法人経営を可能とする経営基盤の確立に努められるとともに、今後も協会に対する市民の信頼にこたえるため、新たな時代を切り拓く新機軸を起こすなど市民福祉の振興に寄与されたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、「こうべ長寿祭」をはじめ、全国障がい者スポーツ指導者研修会など、大規模なイベントは中止となっており、情報誌「市民ふくし」も紙媒体による情報発信を中止し、ホームページ、SNS による情報発信中心に転換している。

そのような中、協会では、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる市内医療機関に対して、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行っていくため、「こうべ医療者応援ファンド」を令和 2 年 4 月に創設し、広く市民や企業から寄付金を募り運営している。令和 2 年 11 月末現在で、3,288 件、約 5 億 7,600 万円の寄付があった。また、3 回の配分委員会を開催し、第一次配分は完了、第二次配分の方針も決定しており、コロナ禍の中、ファンド運営により医療者支援に貢献している。

協会の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

補助事業については、補助金の交付目的である市民の福祉意識の啓発やユニバーサルデザイン普及啓発事業を達成し、適正に執行されているものと認められた。

貸付金についても、順次返済を行っており、特に問題は認められなかった。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後適正な事務処理に努められたい。

(1) 経営に関する事項について（第 5 表参照）

当年度の経常収益は 13 億 6,665 万円、経常費用は 12 億 9,802 万円で、当期経常増減額は 6,863 万円となっている。

経常収益は前年度に比べ 3,210 万円（2.4%）増加し、また経常費用も前年度に比べ 9,812 万円（8.2%）増加している。これは主として、要介護認定調査業務受託収入が増加したこと、また

同業務に係る非常勤職員賃金が増加したこと等による。

経常収益の増加が経常費用の増加を下回っていることから、当期経常増減額は前年度に比べ6,602万円(49.0%)減少している。

当年度の当期経常外増減額は△30万円であった。当年度は退職給付引当金の取崩（前年度は退職給付支給率引き下げに伴う取崩が発生）等がなかったため、当期経常外増減額は前年度より2,536万円減少している。

その結果、当年度の当期一般正味財産増減額は6,796万円で、前年度の1億5,953万円に比べ9,157万円減少した。

事業面では、市民福祉を振興するための各種事業を実施するなど、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

(2) 財政に関する事項について（第6表参照）

当年度末の資産は26億1,749万円で、減価償却等に伴い固定資産が減少したものの、現金預金や未収金が増加したことにより前年度末に比べ7,335万円（2.9%）増加している。負債は19億3,515万円で、長期借入金の返済等により固定負債が減少したものの、工事受託による前受金が増加したことにより前年度末に比べ531万円（0.3%）増加している。

正味財産は6億8,234万円で、当期一般正味財産増減額が増加したこと等により、前年度末に比べ6,804万円（11.1%）増加している。

(3) 指摘事項

① 委託業務の一部を第三者に再委託させる際に神戸市の事前承諾を受けるべきもの

神戸市の委託契約書に記載する委託契約約款第4条（令和2年4月改正後の約款では第2条）では委託業務の再委託を制限しており、同条第2項では、受託者は、神戸市の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）してはならないとされている。

協会は、しあわせの村多目的運動広場改修に係る委託業務（調査・設計、工事発注、工事監理・監督調査、検査業務、その他）を神戸市から受託し、このうち工事については、設計施工一体型による工事委託契約を締結して業者に再委託していたが、当該再委託契約については事前に神戸市の書面による承諾を得ていなかった。

協会は、委託契約書に基づいて適正な事務処理を行うべきである。今後このようなことが再発することのないよう、体制を整えられたい。

また、神戸市所管局は、契約書に基づき適正に再委託に係る必要な手続きを行うよう受託者である協会を指導するべきである。

② 電子記録媒体の管理を適正に行うべきもの

在宅支援課において使用しているUSBメモリの管理について、電子記録媒体管理台帳に記載された3本のメモリのうち、1本の存在の確認ができなかった。

協会の情報セキュリティポリシーによると、記録媒体の搬送にあたっては、情報管理責任者（所属長）に許可を受けなければならないとされている。また、通知「電子記録媒体等の取り扱いについて」において、管理、持ち出し、貸出承認及び返却確認簿等の台帳様式等について定めているほか、電子記録媒体の管理状況を定期的に点検することとなっているが、在宅支援課では、電子記録媒体については定期的な点検は行っていなかった。

電子記録媒体は、通知のとおり、情報管理責任者が管理状況を定期的に点検するなど、適正に管理するべきである。

③ 決裁文書に決裁年月日等を記載するべきもの

監査で確認した決裁文書のほぼ全てに、決裁年月日及び文書保存期間の記載がなかった。

協会の文書管理規程第 16 条第 3 号では、決裁文書は起案年月日その他の必要事項を記載すること、同規程第 23 条第 2 項では、決裁により完結した文書は、決裁に係る年月日その他の必要事項の記載等を確認し、整理しなければならないこととされている。

また、同規程第 24 条第 1 項第 4 号には、文書が完結したときは、背表紙をつけ、年度、保存期間、保存期間満了日等を記載して速やかに成冊しなければならないこととされている。

同規程第 5 条及び第 7 条には、所管課長及び文書主任の職務について規定されており、文書事務の改善及び指導を行うこととされている。

決裁を受けた文書には、起案年月日その他の必要事項を記載するべきである。さらに、所管課長は文書主任に、同規程に基づき、文書事務の改善及び指導を行わせるべきである。

(4) 意見

① 規程等における規定内容の不備について

協会では業務の適正や効率性を確保するため各種規程等が制定されており、必要に応じて改正も行われているが、監査において規程等の規定内容に不備がある事例があった。

各規程等の規定内容を確認し、是正に必要な改正等を検討されたい。

ア 専決規程（R2.4.1 制定、本規程の制定に伴って旧事務規程及び事務処理細則は廃止）

（事例 1）別表第 1（抜粋）

別表には、会長の専決区分も記載しているが、会長への休暇の付与や旅行命令等については決裁権者が規定されていない状態となっており、会長の旅行命令を常務理事が決裁していた事例

人事関係事務

決裁区分 決裁事項	会 長	専務理事	常務理事	本部長 ・事務局長	経営管理 課長	課長共通
--------------	-----	------	------	--------------	------------	------

略

服 務	休暇の付与	専務理事	常務理事	課長	—	—	係長以下
	欠勤の承認	専務理事	常務理事	課長	—	—	係長以下
	時間外勤務の命令	—	—	課長	—	—	係長以下
	旅行命令	市 内	専務理事	常務理事	課長	—	係長以下
		市 外	専務理事	常務理事	課長	—	係長以下
退 職 手 当	職 免	専務理事	常務理事	課長	—	—	係長以下
	裁定	専務理事	常務理事	課長以下	—	—	—
	支給	—	—	—	—	全職員	—
労 務 災 害	認 定	専務理事	常務理事	課長以下	—	—	—
	補 償	—	—	—	—	全職員	—

(事例 2) 別表第 2 (抜粋)

別表には、会長の専決区分も記載しているが、会長と専務理事の決裁区分の相違が明確でないもの (a, b)、一定の範囲の金額に係る決裁区分が不明なもの (b, c) があった事例

財務関係事務

決裁区分 決裁事項	会 長	専務理事	常務理事	企画運営本部長・ 事務局長	課長共通
--------------	-----	------	------	------------------	------

略

謝金その他これら に類するもの	100万円以上	30万円以上	—	—	30万円未満
見舞金・損害賠償 金	100万円以上	10万円以上	—	—	1万円未満
前渡金の支出	—	100万円以上	—	①50万円未満 ②100万円以上 (謝金・給与その 他定例的な支出)	①30万円未満 ②100万円未満 (謝金・給与その 他定例的な支出)

a : 「謝金その他これらに類するもの」会長と専務理事の決裁区分の相違が不明確

b : 「見舞金・損害賠償金」会長と専務理事の決裁区分の相違が不明確、かつ 1 万円以上 10 万円未満の決裁区分が不明

c : 「前渡金の支出」謝金・給与その他定例的な支出以外の 50 万円以上 100 万円未満の決裁区分が不明

イ つり銭準備金取扱要綱 (最終改正 H21. 4. 1)

(事例) 別表第 1

別表で規定されている第 1 列のつり銭準備金の交付先所属と第 2 列の交付目的に、協会に現存しないものがあった事例

	つり銭準備金交付目的	交付限度額
事業推進課	教室運営、イベント用	5 万円以内
	垂水年金会館使用料等収納用	2 万円以内
	垂水海浜プール使用料等収納用	3 万円以内
緑地運営課	駐車料金収納用	50 万円以内
シルバーカレッジ	シルバーカレッジ会議室等使用料収納用	10 万円以内

※協会は、平成 29 年度より「垂水年金会館」及び「垂水海浜センター」の管理業務は行っていない。

また、所属の名称「事業推進課」「緑地運営課」も現在は所属名が変更されている。

ウ 小口現金取扱要綱（最終改正 R2. 2. 1）

（事例）様式第 1 号

様式第 1 号の決裁欄の決裁者名に，協会に現存しないものがあった事例

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

出 納 役 様

出 納 員 _____ 印

小口現金（設定・変更・廃止）申請書

標記のことについて、下記のとおり申請いたします。

----- 略 -----		
総務課長	経理係長	担 当

※様式の決裁欄の決裁者名が「総務課長」，承認者名が「経理係長」となっているが，現在「総務課」，「経理係」はともに名称が変更されている。

凡 例

- 文中及び表中で用いる数値は，原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 各表中の比率は，百分率で表示し，小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 各表中の符号の用法は，次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが，単位未満のもの。
 - 対前年増減額及び率の場合は，零を含む。
 - 「－」-----該当数値なし，算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が 1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が 1,000%以上のもの。
- 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。